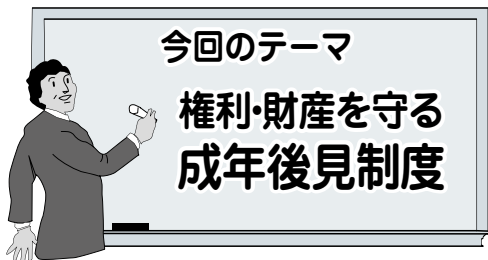
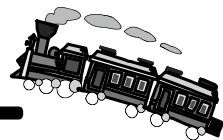


高齢者の暮らしを応援!

有田川町地域包括支援センター



地域包括支援センターは、金屋と清水の2カ所で、介護予防等の相談に応じています。
最寄の事業所にご連絡ください。



32-5102
25-1269
(清水事業所)

成年後見制度は、高齢者・障害者の権利や財産を守る手段の一つです。

ひとり暮らしの今後が心配、知的障害を持つ子供の将来が不安、親の年金が勝手に使われているみたいなど、加齢や障害により物事を判断する能力が十分でないと、生活不安が大きくなります。成年後見制度は、

大切な財産の取引・各種手続きや契約を行うとき、一方的に不利な契約を結ばされないよう、家庭裁判所から選任された成年後見人等が、本人の意思を尊重しながら法律面や生活面で支援する制度です。



成年後見制度を利用するには申立て(申請)が必要です。

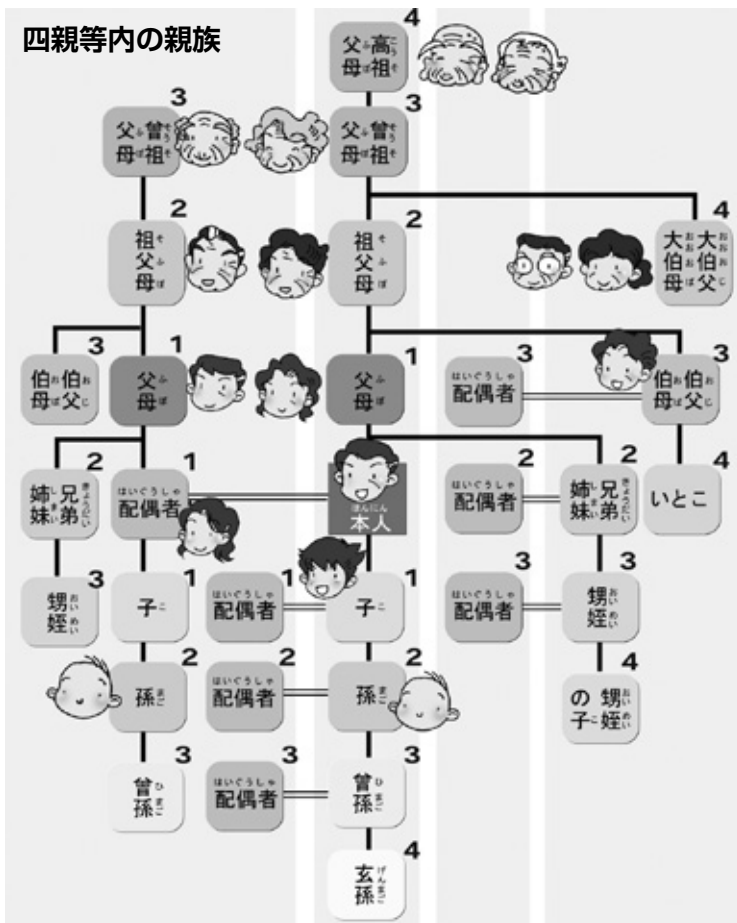
申立てをすることができる方は、本人、配偶者、四親等内の親族(右図)です。

家族・親族も成年後見人等になれます。

申立て時に候補者を挙げる事ができるので、親族関係にある人を候補者に挙げると、その方が家庭裁判所から選任される場合もあります。

成年後見人等は生活面・財産面をサポートします。

後見人等は本人の収支を把握・管理し、今後の生活設計を提案します。また必要に応じ、施設等への入所契約や不利益な契約に対し取消を行います。



ちょっと相談 大きな安心
成年後見制度に関するお問い合わせは

有田川町地域包括支援センターまで



ぴありんくる

■日時 1月21日(月)
10:30~12:00頃
■場所 金屋文化保健センター



『ぴありんくる』は、認知症の方を介護している家族さんと本人さんの集まりの場です。